

ASEAN各国における 技術輸出に関する規制

ジェトロ・バンコク事務所知的財産部
(資料作成: ATMDバード&バード法律事務所)

目次

1. ブルネイ
2. カンボジア
3. インドネシア
4. ラオス
5. マレーシア
6. ミャンマー
7. フィリピン
8. シンガポール
9. タイ
10. ベトナム

1. 技術輸出に関する規制 – ブルネイ

• 外国との情報共有および技術輸出

- ブルネイでは外国との情報共有および技術輸出に関する規制は存在しない
- 情報共有や技術輸出は各取引の契約内容によって定められる

• 特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない
- 国民および外国人出願人の両方ともが特許登録局へ直接出願できる

2.技術輸出に関する規制 – カンボジア

•外国との情報共有および技術輸出

- カンボジアでは外国との情報共有および技術輸出に関する規制は存在しない
- 情報共有や技術輸出は各取引の契約内容によって定められる

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない

3.技術輸出に関する規制 – インドネシア

•外国との情報共有および技術輸出

- インドネシアでは外国との情報共有および技術輸出に関する規制は存在しない
- 情報共有や技術輸出は各取引の契約内容によって定められる

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない

4.技術輸出に関する規制 – ラオス

•外国との情報共有および技術輸出

- ラオスでは外国との情報共有および技術輸出に関する規制は存在しない
- 情報共有や技術輸出は各取引の契約内容によって定められる

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない

5.技術輸出に関する規制 – マレーシア

•外国との情報共有および技術輸出

- 戦略貿易法2010
- 工業調整法1975

•特許出願前セキュリティークリアランス

- マレーシア居住者が国外にて特許出願する場合は特許登録局より許可を取得しなければならない。
(特許法1983 第23条A)
- マレーシア居住者が最初にマレーシア国内で特許出願をする前に、先に国外にて出願を希望する場合は、特許登録局より外国出願ライセンスを取得しなければならない。
- 特許法1983第23条Aに反して出願した者は違反行為を犯したとされ、15,000リンギット以下の罰金または2年以下の懲役、またはこれら両方が科せられる。

6.技術輸出に関する規制 – ミャンマー

•外国との情報共有および技術輸出

- ミャンマーでは外国との情報共有および技術輸出に関する規制は存在しない
- 情報共有や技術輸出は各取引の契約内容によって定められる

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない

7.技術輸出に関する規制 – フィリピン

•外国との情報共有および技術輸出

- 共和国法第10055 ("フィリピン技術移行法2009")
- 共和国法第8293 ("知的財産法1997")

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない

8.技術輸出に関する規制 – シンガポール

•外国との情報共有および技術輸出

- 戦略物資(管理)法(第300章)

•特許出願前セキュリティクリアランス

- シンガポールに居住する者は、国外で特許出願を行う前に書面による承認を得る必要がある。(特許法第221章34節(1))
- 上記法に反して出願した者は違反行為を犯したとされ、S \$ 5, 000の罰金または2年以下の懲役、またはこれら両方が科せられる。

9.技術輸出に関する規制 – タイ

•外国との情報共有および技術輸出

- タイでは外国との情報共有および技術輸出に関する規制は存在しない
- 情報共有や技術輸出は各取引の契約内容によって定められる

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 国内出願人による外国での特許出願に関する規制は存在しない

10.技術輸出に関する規制 – ベトナム

•外国との情報共有および技術輸出

- 技術移転法(第80/2006/QH11)

•特許出願前セキュリティクリアランス

- 政令第 122/2010/ND-CPにおいて、ベトナム系企業や個人による発明、ベトナム国内で開発された発明に関しては、海外での特許出願を行う前に、まず最初に国内において出願することが義務づけられている。

ジェトロ・バンコク事務所知的財産部

TEL: +66-2253-6441 ext.160

Email: bgk_ip@jetro.go.jp

ATMDバード&バード法律事務所

ATMD Bird & Bird LLP

2 Shenton Way

#18-01 SGX Centre 1

Singapore 068804

弁護士 コー・チャー・リン

Koh Chia Ling

tel: (+65) 6428 9847

chialing.koh@twobirds.com

日系顧客マネージャー 豊留まき子

Makiko Toyotome

tel: (+65) 6428 9451

makiko.toyotome@twobirds.com